# 告　示

**○金融庁告示第十四号**

ザ・ニュー・インディア・アシュアランス・カンパニー・リミテッドより保険業法（平成七年法律第百五号）第二百九条第二号の規定による届出（同法第百八十七条第一項第二号に定める日本における代表者の氏名の変更）があったので、同法第百八十九条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年三月三日

金融庁長官　三國谷勝範

| | |
|---|---|
| 日本における代表者の氏名及び住所 | エス・プラダーン<br>東京都港区東麻布二丁目二番三―三〇一号 |

**○金融庁告示第十五号**

アメリカン・インターナショナル・グループ・インクが、ＡＩＧエジソン生命保険株式会社の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者でなくなったことに伴い、保険業法（平成七年法律第百五号）第二百七十一条の三十三第一項第二号の規定によりアメリカン・インターナショナル・グループ・インクの同法第二百七十一条の十第一項の認可がその効力を失ったので、同法第二百七十四条第九号の規定に基づき、告示する。

平成二十三年三月三日

金融庁長官　三國谷勝範

**○金融庁告示第十六号**

アメリカン・インターナショナル・リインシュアランス・カンパニー・リミテッドが、ＡＩＧエジソン生命保険株式会社の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者でなくなったことに伴い、保険業法（平成七年法律第百五号）第二百七十一条の三十三第一項第二号の規定によりアメリカン・インターナショナル・リインシュアランス・カンパニー・リミテッドの同法第二百七十一条の十第一項の認可がその効力を失ったので、同法第二百七十四条第九号の規定に基づき、告示する。

平成二十三年三月三日

金融庁長官　三國谷勝範

**○政治資金適正化委員会告示第十四号**

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を次のとおり公告する。

平成二十三年三月三日

政治資金適正化委員会委員長　上田　廣一

| 登録番号 | 氏　名 | 抹消年月日 | 抹消事由 |
|---|---|---|---|
| 二二七〇 | 白石　廣芳 | 二二、一〇、二二 | 政治資金規正法第十九条の二十三第一項第一号 |

**○金融庁告示第十七号**

アメリカン・インターナショナル・グループ・インクが、エイアイジー・スター生命保険株式会社の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者でなくなったことに伴い、保険業法（平成七年法律第百五号）第二百七十一条の三十三第一項第二号の規定によりアメリカン・インターナショナル・グループ・インクの同法第二百七十一条の十第二項ただし書の認可がその効力を失ったので、同法第二百七十四条第九号の規定に基づき、告示する。

平成二十三年三月三日

金融庁長官　三國谷勝範

**○金融庁告示第十八号**

ＡＩＧライフ・ホールディングス・インターナショナル・エルエルシーが、エイアイジー・スター生命保険株式会社の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者でなくなったことに伴い、保険業法（平成七年法律第百五号）第二百七十一条の三十三第一項第二号の規定によりＡＩＧライフ・ホールディングス・インターナショナル・エルエルシーの同法第二百七十一条の十第一項の認可がその効力を失ったので、同法第二百七十四条第九号の規定に基づき、告示する。

平成二十三年三月三日

金融庁長官　三國谷勝範

**○政治資金適正化委員会告示第十三号**

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を次のとおり公告する。

平成二十三年三月三日

政治資金適正化委員会委員長　上田　廣一

| 登録番号 | 登録年月日 | 氏　名 |
|---|---|---|
| 三八七七 | 二二、一〇 | 武田幸一郎 |
| 三八七八 | 二三、一〇 | 立石　直樹 |
| 三八七九 | 二三、一〇 | 今村　元文 |

**○政治資金適正化委員会告示第十五号**

政治資金規正法施行規則（昭和五十年自治省令第十七号）第十四条の七第一項の規定に基づき、登録政治資金監査人証票を亡失した旨の書面の提出があったので、次のとおり公告する。

平成二十三年三月三日

政治資金適正化委員会委員長　上田　廣一

| 登録番号 | 氏　名 | 登録政治資金監査人証票の番号 | 亡失年月日 |
|---|---|---|---|
| 二二七〇 | 白石　廣芳 | 二二八一 | 二二、一〇、二二 |

**○法務省告示第九十三号**

出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令（平成二十一年法務省令第五十三号）第一条第一号トの規定に基づき、監理団体を第一号のとおり告示し、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき、技能実習を第一号から第三号までのとおり告示する。

平成二十三年三月三日

法務大臣　江田　五月

一　監理団体の名称及び所在地

| 名　称 | 所　在　地 |
|---|---|
| 一般社団法人国際友好ホテル協会 | 東京都品川区南品川四丁目三番五号オノビル六階 |

二　実習実施機関の名称、所在地及び実習内容

| 名　称 | 所　在　地 | 実習内容 |
|---|---|---|
| 有限会社ホテル光雲閣 | 福島県二本松市岳温泉一丁目八十五番地 | ホテル業務 |
| 株式会社湯西川国際観光ホテル平家亭 | 栃木県日光市湯西川六百一番地 | ホテル業務 |
| 金谷ホテル観光株式会社 | 栃木県日光市鬼怒川温泉大原千三百九十四番地 | ホテル業務 |
| 株式会社勝浦ホテル三日月 | 千葉県勝浦市墨名八百二十番地 | ホテル業務 |
| 株式会社小湊ホテル三日月 | 千葉県鴨川市内浦二千七百八十一番地一 | ホテル業務 |
| 株式会社聚楽 | 東京都千代田区神田淡路町二丁目九番地二 | ホテル業務 |
| 株式会社東京ドーム・リゾートオペレーションズ | 東京都文京区後楽一丁目三番六十一号 | ホテル業務 |
| 株式会社湯沢グランドホテル | 新潟県南魚沼郡湯沢町大字湯沢二千四百九十四番地 | ホテル業務 |
| 株式会社ホテルふじ | 山梨県笛吹市石和町川中島百九十二番地 | ホテル業務 |
| 株式会社サンティア | 長野県諏訪市高島二丁目千二百番地三 | ホテル業務 |
| アルプス観光株式会社 | 岐阜県高山市奥飛騨温泉郷神坂五百七十七番地の十三 | ホテル業務 |
| 株式会社小川屋 | 岐阜県下呂市湯之島五百七十番地 | ホテル業務 |